

**令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ**

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	令和6年4月1日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	留意事項(本文)	認定後の内容の変更	変更の内容に(3)求職者支援訓練の合同実施を追加しました。 変更事由の例を追記しました。
3	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の修了者等からの就職状況報告書の回収率	申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。
4	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の就職率について	<p>①過去に実施した求職者支援訓練の就職率に係る認定可否の範囲、改善計画書(認定様式第16の2号)について次のとおり変更となります(詳細は本文を必ずご確認ください)。      ②申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。</p> <p><b>【変更前: 令和6年3月31日以前に開講するコースに適用】</b>      ①就職率の認定基準を下回った訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一都道府県で実施する同一の分野の訓練科が再度、認定基準を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を経過する日までの間、当該都道府県において、同一の分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。      ②5年を経過した日以降に開講する同一分野の訓練科で、認定基準を下回った場合、当該訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一都道府県で実施する同一の分野の訓練科が再度、認定基準を下回ると当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、当該都道府県において、5年を経過する日までの間、同一の分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。      ③過去に実施した求職者支援訓練の「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%、短期・短時間特例訓練で35%(令和5年3月31日までに開講された訓練科については30%)を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一都道府県において同一の分野の訓練科の申請をしようとする場合、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。</p> <p><b>【変更後: 令和6年4月1日以降に開講するコースに適用(申請受付開始日が令和6年3月31日以前にある機構支局にeラーニングコースを申請する場合を除く)】</b>      ①過去に実施した求職者支援訓練(eラーニング)の「雇用保険適用就職率」が、35%を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科(eラーニング)の申請をしようとする場合に限り、最初に申請する都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。      また、過去に実施した求職者支援訓練(通所・通信(同時双方型))の「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%を下回った場合については、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科(通所・通信(同時双方型))の申請をしようとする同一都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。      さらに、過去に実施した求職者支援訓練(通所・通信(同時双方型))・eラーニングの「雇用保険適用就職率」が、基礎コースで30%、実践コースで35%を下回った場合については、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、最初に申請する同一都道府県に対して、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。      ②訓練形態(通所・通信(同時双方型)・eラーニング)を問わず、上記①の就職率を下回った訓練科の終了日から3年以内に終了する同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。      当該適用日から起算して1年を経過する日以降に開講する同一分野の訓練科で、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の終了日から3年以内に終了する、同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回ると当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、5年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。      また、認定申請受付期間の末日までにこれらに該当した場合、すでに受理した申請であっても認定できなくなります(申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は認定基準を満たしていないことになりますので、ご注意ください。)。なお、認定できない都道府県は、申請しようとする訓練形態によって異なりますので、本文中の表をご確認ください。</p>
5	留意事項(本文)	IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について(※支給要件の一部変更)	今般の改正に伴い、以下のとおり適用支部が変更となりました。  (旧)岩手支部、石川支部、三重支部、奈良支部、香川支部、大分支部  (新)岩手支部、福島支部、石川支部、三重支部、奈良支部、島根支部、香川支部、大分支部、鹿児島支部
6	留意事項(本文)	デジタルリテラシーの向上促進について	IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コース以外の訓練を申請する場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」及び「DXリテラシー標準の項目の一覧」を参考に、各分野において就職に必要と考えられるデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定に努めて下さい。 なお、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を支局に提出してください。
7	留意事項(本文)	新規参入に係る要件の変更	<p>新規参入のうち、新規扱いについて下記のとおり変更となります。</p> <p><b>【変更前】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合</li> <li>申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合</li> </ol> <p><b>【変更後】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合(本申請により、通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合を除く)</li> <li>申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(eラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合</li> </ol> <p>※総訓練時間に対する通所割合については、受講者全員が通所で実施する時間数で算出すること(オンライン訓練(混在型)で実施する時間数は含めないこと)。</p>
8	留意事項(本文)	申請日について	機構支局に認定申請書を提出する際の申請日について、機構支局へ来所して申請する場合は「来所日」、郵送により申請する場合は「発送の手続きを行なう日付(消印日付)」を記載し(消印日と申請日が異なる場合、申請書を受理できない場合もございますので、ご注意ください。)、電子メールにより申請する場合は、電子メールの送信日が申請書に記載する申請日になりますが、アドレスの誤りやサーバーエラー等で送信・受信できていない場合、認定申請書は提出されていないこととなりますので、機構支局に対して、受信されているか確認してください。

**令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ**

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
9	留意事項(本文)	講師の数について	全ての実技の訓練時間において、講師は、受講者15人あたり1人以上配置し(助手のみの配置は認められません。)、かつ実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる数としているが、IT分野又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コースは、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上(助手のみの配置は認められません)配置することでも差し支えないしました。
10	留意事項(本文)	民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の再開時期の変更に係る対応について	令和6年度の民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修については、令和6年4月からの開講を予定となりました。 そのため、令和6年4月末までに申請する訓練科については、認定基準に規定する本要件の適用を猶予することが可能ですが、令和6年5月1日以降に申請する訓練科については、本要件の適用は猶予されません。 ただし、ガイドライン研修の開講が延期となった場合は、開講日の属する月の月末まで措置が延長されます。
11	留意事項(本文)	職業訓練の実績の特例措置	令和6年4月1日以降に申請する訓練コースについて、過去に短期・短時間特例訓練を実施し、終了した実績がある場合、基礎2ヶ月コース及び実践2ヶ月コースを申請する場合の当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満であっても認められることとしました。
12	留意事項(本文)	「登録日本語教員」の内容を含む訓練について	「日本語教員」が「登録日本語教員」となったことに伴い修正をしました。
13	留意事項(本文) 別紙3	基礎コースにおける短時間訓練の設定について	基礎コースで1か月につき80時間以上100時間未満の訓練を設定する場合は、訓練対象者が以下に限られます(※)ので、認定様式第5号の訓練対象者の条件に、「在職中の者等、訓練の受講にあたり特に配慮を必要とする者」と記載する必要があります。また、訓練コースの末尾に(短時間)と記載してください。 (※) ① 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といつてもゆる非正規雇用労働者)等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする特定求職者等 ② ①に準ずるその他の特に配慮を必要とする特定求職者等
14	留意事項(本文) 別紙3	実践コースにおける訓練時間及び訓練期間の設定について	実践コースの訓練時間は、1か月80時間以上かつ1日につき3時間以上6時間以下、訓練期間は2か月以上6か月以下となります。 なお、1か月につき80時間以上100時間未満の場合は、「短時間訓練」の扱いとなります。
15	留意事項(本文) 別紙4	託児サービス対応訓練としての設定	(12)託児サービス付き訓練に「託児サービス対応訓練」について追加しました。 託児サービス対応訓練は、託児サービスが付帯された訓練の実施を希望する訓練実施機関が、予め特定の託児施設と受け入れ人数の調整は行わず、「託児サービス対応訓練コース」として認定申請し、訓練コースの認定後に受講申込者が希望する託児施設と調整等を行い、訓練実施機関が託児施設と託児サービスの契約を行う方法となります。 利用希望者から申し出のあった場合は、必ず託児施設と調整を行なう必要があります。 なお、託児サービス対応訓練を設定する場合は、訓練科名の末尾を(託児対応)としてください。
16	留意事項(本文) 別紙5	省略可能な認定申請書類の変更	以下の書類について省略不可としました。 ・就職支援責任者が取得していた場合に加点となる資格等の確認ができる書類
17	別紙6	個人情報の保管について	個人に関する情報を保管する書庫等について、容易に持ち出すことができないことを追記しました。
18	留意事項(本文) 別紙8	キャリアコンサルティング担当者の要件変更	ジョブ・カード作成アドバイザーをキャリアコンサルティング担当者の要件から削除しました。
19	留意事項(本文) 別紙10	講師要件の変更	類型4から、学歴を削除しました。 また、「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち、実務経験・指導経験に係る取扱いの留意点を記載しました。
20	別紙13	コース案内に記載する事項の変更	以下の内容について変更しました。 ・短期・短時間特例訓練の特例措置終了に係る削除 ・託児サービス対応訓練新設に係る追記

## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
21	別紙15	オンライン訓練申請に係る変更	<p>以下の内容について変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所部分の設定が20%未満でも設定可能である特例措置が令和7年3月31日まで延長となりました。</li> <li>・訓練の内容により、サポート対象でないソフトウェアを使用する場合について、受講者に対して、適切に使用できる方法(セキュリティ対策等)を周知・指導する必要があります。</li> <li>・推奨回線速度を10Mbpsとしました。</li> </ul>
22	留意事項(本文) 別紙15	オンライン訓練を申請する場合の注意事項	<p>総訓練時間に対する通信(同時双方向型)の時間を算出してください、その割合を訓練概要の末尾に記載してください。 (例)【オンライン対応コース(オンライン割合12%)】 なお、算出した割合が1%未満の場合は、【オンライン対応コース】のみ記載してください。</p>
23	留意事項(本文) 別紙16	介護分野及び障害福祉分野における認定職業訓練実施奨励金(職場見学等促進奨励金)について (※時限措置の延長)	<p>今般の改正に伴い、時限措置の延長が決定しました。</p> <p>(旧)介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和5年4月1日から令和6年3月31までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。</p> <p>(新)介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和6年4月1日から令和7年3月31までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。</p>
24	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	